

第53号議案

愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための愛南町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため。

愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年愛南町条例第112号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補足(第16条)」を

「 第5章 愛南町災害弔慰金等支給審査委員会(第16条) 第6章 補足(第17条) 」に改める。

第5章中第16条を第17条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 愛南町災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項を調査審議するため、愛南町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会の委員は、学識を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第 1 章～第 4 章 略 <u>(新設)</u> <u>第 5 章 補則 (第16条)</u> 附則 第 1 条～第15条 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>第 5 章 補則</u> (委任) <u>第16条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	目次 第 1 章～第 4 章 略 <u>第 5 章 愛南町災害弔慰金等支給審査委員会 (第16条)</u> <u>第 6 章 補則 (第17条)</u> 附則 第 1 条～第15条 略 <u>第 5 章 愛南町災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項を調査審議するため、愛南町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。</u> <u>2 委員会の委員は、学識を有する者のうちから町長が委嘱する。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第 6 章 補則</u> (委任) <u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。